令和３年３月

契約者の皆様へ

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

**受入基準改正についての重要なお知らせ**

**―令和３年４月から受入基準が変更されます―**

　阪南２区建設発生土受入基準（化学性状の基準）が改正され、令和３年４月１日から適用され、**次の項目の受入基準が強化**されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 含有量基準 | 溶出量基準 |
| カドミウム及びその化合物 | **45mg以下**(現行150mg以下) | **0.003mg以下**(現行0.01mg以下) |
| トリクロロエチレン |  | **0.01mg以下**(現行0.03mg以下) |

阪南２区の受入基準は、国が定める土壌環境基準等を根拠として設定しており、このたび国が土壌環境基準項目を変更することから、阪南２区受入基準を改正するものです。

【お問い合わせ先】

公益財団法人大阪府都市整備推進センター阪南事業所　山下

　TEL　０７２－４３１－１７９３

　FAX　０７２－４３１－１７８３